



鳥獣による農林水産業等に係る 被害防止計画の策定等の主体に 都道府県を追加 (管理番号162)

30

農林水産省
農村振興局農村政策部 鳥獣対策・農村環境課

環境省
自然環境局 野生生物課

令和8年7月2日

重点10：鳥獣による農林水産業等に係る被害防止計画の作成等の主体に都道府県を追加（農林水産省、環境省）

鳥獣被害防止特措法 (鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律)

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が全会一致で成立、平成20年2月から施行。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年、28年及び令和3年に改正。
- **現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことを支援**する等の内容。
- 令和3年の改正で都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置等を規定。

【概要】

農林水産大臣が被害防止施策の**基本指針**を作成

基本指針に則して、**市町村が被害防止計画**を作成
(必要に応じ協議会や**鳥獣被害対策実施隊**を設置)

計画に基づき被害防止施策を実施

【主な支援措置】

財政支援

特別交付税の拡充、補助事業による支援等、必要な財政上の措置

権限委譲

市町村の希望に応じ被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲

捕獲人材の確保

捕獲隊員等に係る、狩猟税の減免や、**銃刀法に基づく技能講習の一部免除**※等

都道府県による助言等

都道府県による、市町村への助言や、**市町村をまたいだ被害防止に関する措置**※※等

※ H24改正時に措置、その後延長

※※ R3改正時に範囲拡大

【その他の鳥獣被害防止のための措置】

捕獲鳥獣の適正処理・有効利用

被害状況等の調査

技術開発・普及等

人材の育成

等

【沿革】

H19
(制定)

H24
(改正)

- 一定の要件を満たす場合、①実施隊員については『当分の間』、②実施隊員以外の捕獲従事者については『平成26年12月3日までの間』、銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除する規定を追加。
- 国及び都道府県が捕獲に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等を講ずることを明記。

H26
(改正)

- 技能講習を一部免除する規定を2年間延長。

H28
(改正)

- 技能講習を一部免除する規定を5年間延長。
- 実施隊の設置促進・体制強化に係る規定を新設。
- 目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記する等、食品としての利用等を推進するための規定を新設。

R3
(改正)

- 技能講習を一部免除する規定を5年間延長。
- 都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置の範囲拡大及び国による費用の補助に係る規定の追加。
- 国及び都道府県が捕獲等の技術の高度化のための技術開発の推進に加えて、その成果の普及を行うことについての規定を追加。
- 被害防止や捕獲した鳥獣の有効利用に係る体系的な研修の実施についての規定を追加。

鳥獣保護管理法 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び**農林水産業等の健全な発展に寄与**することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することが目的。
- この目的の達成に向け、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施や猟具の使用に関する危険の予防などを規定。
- 同法に基づき**都道府県が第二種特定鳥獣管理計画を作成**するときは、**関係地方公共団体との協議**が必要。

【目的】

生物多様性の確保

32

生活環境の保全

農林水産業の健全な発展

法律の目的
自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資する

鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化

猟具の使用に係る危険の予防

【各主体の役割】

国

法律、基本指針の策定等、国全体の鳥獣の保護及び管理の枠組みの策定、指定管理鳥獣の指定

都道府県

特定計画等、科学的で計画的な鳥獣の保護及び管理の推進、指定管理鳥獣の管理の目標の設定と必要に応じて主体的な捕獲の実施（市町村が行う被害防止対策のみによっては被害を十分に防止することが困難である場合には、関係市町村との連携を図りつつ、広域的な捕獲を強化するなど、**市町村との連携に一層努める**）

市町村

地方自治法（事務処理特例条例）や鳥獣被害防止特措法に基づく一部権限移譲、緊急銃猟の実施

専門家による助言

地方公共団体からの提案事項に対する回答の根拠法令

○ 鳥獣被害防止特措法（抄）

第四条 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができる。

第七条の二 市町村長は、当該市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策のみによっては対象鳥獣による当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害を十分に防止することが困難であると認めるときは、環境大臣又は都道府県知事に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による要請があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、協議の場を設けること等により関係地方公共団体との連携を図りつつ、特定希少鳥獣管理計画若しくは第二種特定鳥獣管理計画の作成若しくは変更又はこれらの実施、関係市町村相互間の連絡調整その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

33

○ 鳥獣保護管理法（抄）

第七条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第二種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができる。

【御参考】鳥獣対策交付金と被害防止計画の関係

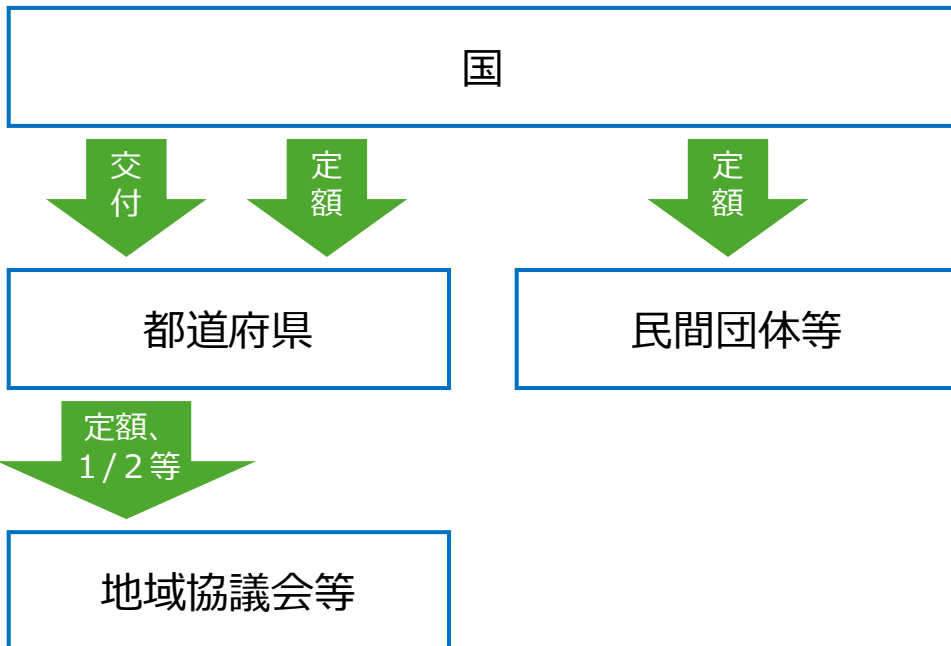
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、**地域主体の取組を推進**することが効果的。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金は、**市町村が作成する「被害防止計画」に基づく**農林水産業等に被害を及ぼす①鳥獣の捕獲等、②被害防除、③生息環境管理等の取組を総合的に支援。
- 本交付金により、都道府県が主導して広域捕獲活動等を実施する場合であっても、**実施地区内の全ての市町村等において、被害防止計画の作成が必須**。

○ 鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（抄）

第1（略）

これらを踏まえ、鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「本交付金」という。）において、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的かつ計画的に実施するとともに、都道府県が主導して行う広域捕獲活動等の取組を実施するものとする。

【交付金（事業）の流れ】



別表2

区分・事業種類	…	事業実施主体	採択要件
(2) 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業	…	都道府県	事業実施地区が複数の市町村を含むこと。 なお、広域捕獲活動（有害捕獲）を実施する場合は、事業実施地区内の全ての市町村等において被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。

令和8年度地方分権改革に関する提案募集

【管理番号87】

国有林野に係る保安林内作業許可及び
代替施設の設置確認等の実施主体の見直し

専門部会ヒアリング説明資料

林野庁

令和8年7月2日

重点9：国有林野に係る保安林内作業許可及び
代替施設の設置確認等の実施主体の見直し
(農林水産省)

保安林の概要

- 森林法に基づき、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全、保健休養の場の提供など公共の目的を達成するため、特定の森林を保安林として指定し、適切な施業の確保や行為制限により、森林のもつ公益的機能を維持増進する制度。
- 保安林に指定された場合、禁伐等の伐採制限や伐採後の植栽が義務となるほか、土地の形質の変更等の制限が課され、転用は原則不可。【令和6年度末の保安林面積：1,230万ha】

保安林指定の対象

森林、ただし海岸保全区域、原生自然環境保全地域を除く
(前者は協議により指定も可能)

指定により生じる制限

- 立木の伐採方法、伐採限度、伐採後の植栽の方法・期間・樹種について指定施業要件に従い、施業には許可や届出が必要
- 土地の形質の変更等には作業許可が必要

監督処分

- 伐採許可や作業許可違反に対しては中止命令や復旧命令、造林命令、植栽義務違反に対しては植栽命令の監督処分を実施
- 監督処分に従わない場合は、告発や行政代執行を実施

罰則

3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金等

保安林の種類

- 保安林は17種類（複数種の重複指定も可能）
- 保安林の種類等により、指定・解除等の権限を持つ者が異なる（詳細は3ページ）

- | | | |
|-------------|------------|-----------|
| ① 水源かん養保安林 | ⑦ 潮害防備保安林 | ⑬ 防火保安林 |
| ② 土砂流出防備保安林 | ⑧ 干害防備保安林 | ⑭ 魚つき保安林 |
| ③ 土砂崩壊防備保安林 | ⑨ 防雪保安林 | ⑮ 航行目標保安林 |
| ④ 飛砂防備保安林 | ⑩ 防霧保安林 | ⑯ 保健保安林 |
| ⑤ 防風保安林 | ⑪ なだれ防止保安林 | ⑰ 風致保安林 |
| ⑥ 水害防備保安林 | ⑫ 落石防止保安林 | |

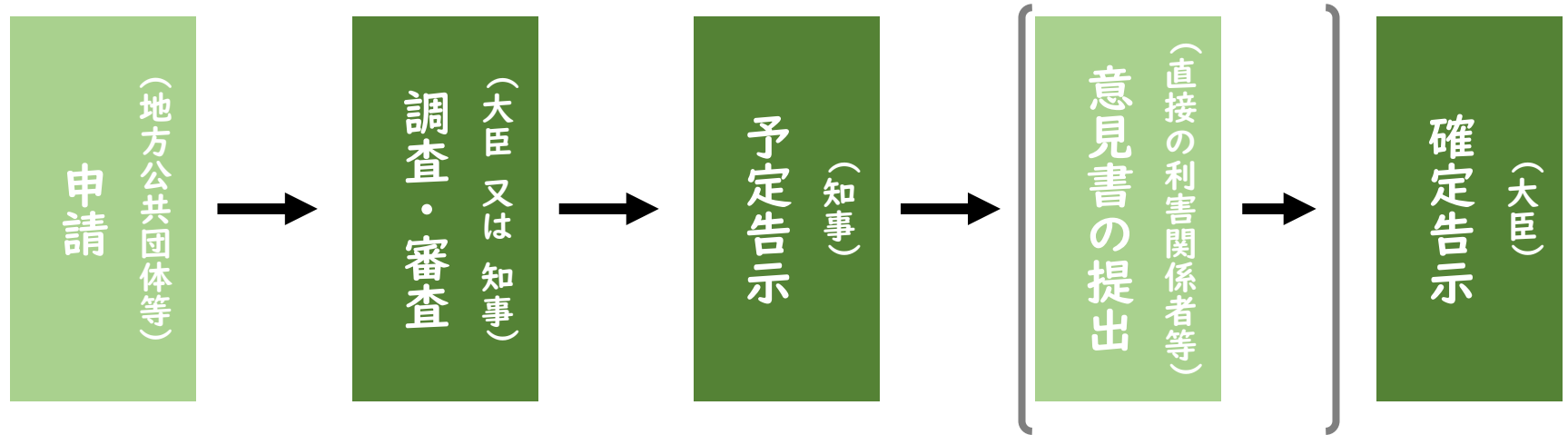
損失補償等

- 国や都道府県は保安林所有者に通常受けるべき損失を補償
- 固定資産税の非課税等の税制上の特例あり

保安林制度の事務手続のフロー

■保安林の指定・解除のフロー（イメージ）

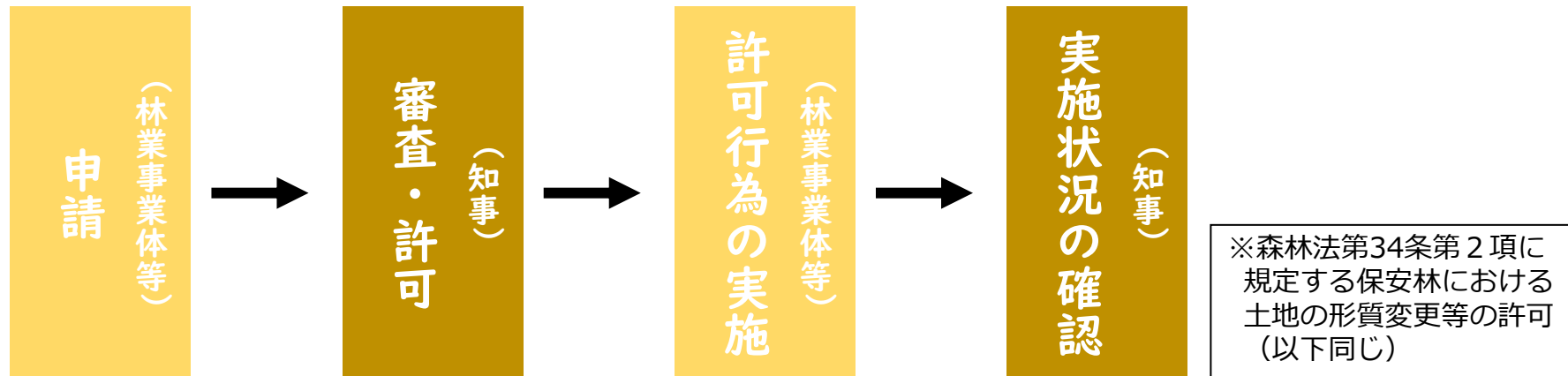
国土保全や水源涵養などの公益的機能の発揮が特に必要な森林を指定



37

■保安林における立木伐採許可・作業許可※等のフロー（イメージ）

保安林の指定目的に支障を及ぼさない伐採や作業道の作設等に係る申請を審査・許可



※森林法第34条第2項に規定する保安林における土地の形質変更等の許可（以下同じ）

保安林の指定・解除等に係る権限

■ 指定・解除

保安林の区分		権限 (事務区分)
民 有 林	重要 流域	農林水産大臣 (直接執行)
	保安林種 1～3号 〔水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備〕	都道府県知事 (法定受託事務) ※1
	上記 以外	都道府県知事 (法定受託事務) ※1
保安林種 4号以下		都道府県知事 (自治事務) ※2
国有林		農林水産大臣 (直接執行)

※1：平成12年4月1日以前は、「国の直接執行」

※2：平成12年4月1日以前は、「機関委任事務」

■ 立木伐採許可、作業許可等

保安林の区分		権限 (事務区分)
民 有 林	保安林種 1～3号 〔水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備〕	都道府県知事 (法定受託事務) ※2
	保安林種 4号以下	都道府県知事 (自治事務) ※2
国有林		都道府県知事 (法定受託事務) ※2

保安林事務の件数

■ 保安林の指定・解除実績

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	年平均
件数	1,428	1,876	1,577	<u>1,627</u>

39

■ 保安林における立木伐採許可・作業許可等実績

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	年平均
件数	33,808	33,713	33,053	<u>33,525</u>
うち 作業許可等	20,264	20,496	20,242	20,334

(管理番号87) ご提案に対する回答の内容

○提案内容

国有林野に係る森林法第30条の規定による告示等の事務並びに同法第34条第2項の規定に基づく保安林内作業許可及び代替施設の設置確認を国の権限とする。

○1次回答

森林法（昭和26年法律第249号）（以下「法」という。）に基づく保安林制度は、水源の涵養や災害の防備等の公共の目的を達成するために特に重要な森林を指定し、保全・管理を行うものである。これらの事務は、地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）に基づき、指定・解除については国土保全上又は国民経済上特に重要な流域内の私有林や国有林にあっては農林水産大臣、それ以外の私有林にあっては都道府県知事が行うこととされ、**指定・解除以外の保安林の保全・管理事務は例外なく、都道府県知事が行うこととされたものである。**

御提案の、国有林野に係る、法第30条に規定する保安林の指定又は解除に係る都道府県知事の告示及び法第34条第2項に規定する保安林における土地の形質変更等の許可（以下「作業許可」という。）は、**国民の利便性や事務の効率化の観点から保安林の所有形態にかかわらず都道府県知事が一貫して実施することとしたものであるから、国有林野の保安林の事務だけを国の事務とすることは行政事務の効率化に逆行するものである。**

また、実務面においても、保安林の指定・解除の告示は、その内容を**地域の不特定多数**の利害関係者に周知するものであるから、指定・解除に係る国有林野の存する都道府県の事務所に掲示等することが必要である。

代替施設の設置等は、作業許可に当たって、法第34条第6項に基づく条件として付されたものであり、許可権者である都道府県知事がその設置等の確認を行うことが適当である。

ただし、国有林野の貸付け等を受けて代替施設の設置等をする場合には、国の職員が貸付地等の点検や実地調査を実施していることから、この調査結果等を都道府県の代替施設の設置等の確認に活用してもらうなど、**都道府県の事務の一層の軽減に努めてまいりたい。**

(参考) 法令・通知の規定①

森林法（昭和26年法律第249号）【抜粋】

（指定）

第25条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第1号から第3号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第3条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

一 水源のかん養

二 土砂の流出の防備

三 土砂の崩壊の防備

四 飛砂の防備

41 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備

六 なだれ又は落石の危険の防止

七 火災の防備

八 魚つき

九 航行の目標の保存

十 公衆の保健

十一 名所又は旧跡の風致の保存

2～4 （略）

第25条の2 都道府県知事は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

2 都道府県知事は、前条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

3 （略）

(参考) 法令・通知の規定②

(解除)

第26条 農林水産大臣は、保安林（民有林にあつては、第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、重要流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

- 2 農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。
- 3・4 (略)

第26条の2 都道府県知事は、民有林である保安林（第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため指定されたものにあつては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

- 2 都道府県知事は、民有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。
- 3 (略)

㊦ (指定又は解除の申請)

第27条 保安林の指定若しくは解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその指定若しくは解除に直接の利害関係を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、森林を保安林として指定すべき旨又は保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林水産大臣又は都道府県知事に申請することができる。

- 2 都道府県知事以外の者が前項の規定により保安林の指定又は解除を農林水産大臣に申請する場合には、その森林の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の場合には、遅滞なくその申請書に意見書を附して農林水産大臣に進達しなければならない。但し、申請が第1項の条件を具備しないか、又は次条の規定に違反していると認めるときは、その申請を進達しないで却下することができる。

(保安林予定森林又は解除予定保安林に関する通知等)

第29条 農林水産大臣は、保安林の指定又は解除をしようとするときは、あらかじめその旨並びに指定をしようとするときにあつてはその保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る第33条第1項に規定する指定施業要件、解除をしようとするときにあつてはその解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由をその森林の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。その通知した内容を変更しようとするときもまた同様とする。

(参考) 法令・通知の規定③

第30条 都道府県知事は、前条の通知を受けたときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その通知の内容について、告示し、その森林の所在する市町村の事務所に掲示し、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次条第1項及び第50条第5項において同じ。）により公衆の閲覧に供するとともに、その森林の森林所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知しなければならない。この場合において、保安林の指定又は解除が第27条第1項の規定による申請に係るものであるときは、その申請者にも通知しなければならない。

(意見書の提出)

第32条 第27条第1項に規定する者は、第30条又は第30条の2第1項の告示があつた場合においてその告示の内容に異議があるときは、農林水産省令で定める手続に従い、第30条の告示にあつては都道府県知事を経由して農林水産大臣に、第30条の2第1項の告示にあつては都道府県知事に、意見書を提出することができる。この場合には、その告示の日から30日以内に意見書を都道府県知事に差し出さなければならない。

2～6 (略)

43 (保安林における制限)

第34条 (略)

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合
- 二 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けてする場合
- 三 第188条第3項の規定に基づいてする場合
- 四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 五 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合
- 六 その他農林水産省令で定める場合

3～5 (略)

6 第1項又は第2項の許可には、条件を付することができる。

9～10 (略)

(参考) 法令・通知の規定④

保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（昭和45年6月2日付け45 林野治第921号林野庁長官通知）【抜粋】

第2 保安林の解除

2 解除の手續

(5) 代替施設の設置等の確認に関する措置

ア 確認

(ア) 都道府県知事は、転用に係る解除予定保安林について、法第30条又は法第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に、事業者に対し、1の(3)のアの(カ)の代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられた、又は確実に講じられることについて確認を行うものとする。ただし、製造場整備事業が、次の各号に掲げる要件を満たすことを都道府県知事が確認したときは、当該確認を要せず、代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するものとする。

a～e (略)

また、法第32条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更される場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更する場合には、法第29条又は法第30条の2第1項に基づき改めて通知又は告示を行うなどの手續を行うことが必要であり、事業者に対し、代替施設の設置等に着手しないよう指導するものとする。

(イ) (ア)の確認は、次のものについて行うものとする。

a 法第26条第1項及び法第26条の2第1項の規定による解除

b 法第26条第2項及び法第26条の2第2項の規定による解除であって、令第2条の3に規定する規模を超え、かつ、法第10条の2第1項第1号から第3号までに該当しないもの

イ 確認報告

法第26条の2により規定されている保安林以外のものについては、都道府県知事は、アの(ア)の確認を了した場合には、速やかに別記様式により林野庁長官に報告するものとする。

ウ 確認に当たっての留意事項

都道府県知事は、代替施設の設置等の確認に当たって、単に、当該保安林種ごとの指定目的に係る機能の代替施設だけでなく、防災施設、造成森林等の設置状況を確認するとともに、これらの代替施設以外にも、事業等に係る転用に伴う土砂の流出又は崩壊その他災害の防止、周辺的环境保全等の観点から措置すべき事項についても厳正に確認を行うものとする。

マイナンバー利用事務に不動産登記事務を 追加すること等 (管理番号313、330)



令和8年7月2日(木)
総務省自治税務局

重点19:マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等(総務省)

固定資産税の概要と現行の仕組み

- 固定資産税は、土地や家屋といった固定資産の所有者に対して、当該固定資産の所在する市町村が賦課・徴収する地方税である。
- 市町村が整備する固定資産課税台帳には、登記簿上の所有者が登録される。
- 登記簿の情報は、土地又は建物の表示や所有権等に関する登記等が行われたときに、登記所から当該土地又は家屋の所在地の市町村長に対して登記した旨等の通知(登記済通知)がなされる仕組みとなっている。

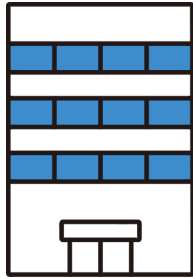
46

登記所

地方税法第382条に基づく登記済通知

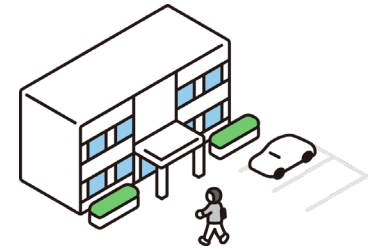
市役所・町村役場

※ 黒字は現行の仕組み



【主な通知事項】

- 登記名義人の氏名・住所
- 所在地、地番
- 国内連絡先
- 構造、床面積
- **マイナンバー**
- 地目、地積
- 会社法人等番号(12桁) → **法人番号(13桁)**



※ 赤字は地方団体からの提案において通知事項に追加すべきとされた項目

地方団体からの提案事項

(提案内容)

- ・ 不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加するとともに、税務標準システムにおいて通知されたマイナンバーを含んだ情報を取り込めるよう標準仕様書の見直しを行うこと。
- ・ 現行、通知事項とされている会社法人等番号(12桁)に加え、当該番号を国において、法人番号(13桁)へ変換した上で通知するか、会社法人等番号(12桁)を法人番号(13桁)へ変換する全国共通の変換使用やツールを整備・提供すること。

(支障事例)

- ・ 不動産登記事務にマイナンバーを利用することが認められていないことから、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーは含まれておらず、登記名義人が転居等した場合には、地方自治体において住民基本台帳等と突合することとなり、多大な事務負担と特定誤りのリスクが生じている。
- ・ 現行制度においては、会社法人等番号(12桁)のみ通知されるため、地方自治体において別途、法人番号(13桁)に変換する作業が発生して極めて非効率であり、誤突合のリスクが生じている。

提案に関する総務省の考え方

- 適正な課税の観点から、固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けは、かねてからの課題であり、総務省として地方団体における紐付けの取組を推進している。
- 他方、こうした紐付け作業は、固定資産の所有者の住所地が課税団体と異なる場合など、探索や突合の作業が必要となり、地方団体にとって大きな事務負担となっている。
- 地方団体が固定資産課税台帳を適正に整備する上で、土地や建物(家屋)について、それらの所有権の権利変動の端緒を最初にとらえることができる登記のタイミングで、当該不動産と所有者のマイナンバーが紐付けられることが極めて重要。それによって、地方団体の事務負担が大幅に軽減され、本人特定誤りのリスクもなくすることができる。法人番号との紐付けについても同様。
- いうまでもなく、マイナンバーは、国民の利便性向上や行政の効率化、公平・公正な社会の実現のため、国と地方団体との間で情報を連携するための重要なツールであり、不動産の登記情報とマイナンバーが紐付けされることが様々な政策を推進する上でも極めて重要。
- 総務省としては、本提案が実現されるよう、不動産登記事務がマイナンバー利用事務とされることにあわせて、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加されるよう必要な措置を行うとともに、税務標準システムにおいてマイナンバーを取り込めるよう、地方団体など関係者と連携して標準仕様書の見直しを行う。

參考資料

提案事項に係る一次回答及び対応の方向性

総務省一次回答要旨

- 固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けが進めば、住所や死亡情報など最新の本人確認情報を容易に把握することができるようになり、市町村が課税・徴収する固定資産税の適正な課税に資する。
- 不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することにより、固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなるため、本提案を早期に実現すべき。
- 総務省としては、不動産登記事務がマイナンバー利用事務となるよう関係省庁と連携していくとともに、不動産登記事務においてマイナンバーが保有されることになれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加した上、税務標準システムにおいて取り込むことができるよう標準仕様書の見直しを検討する。

※ 法人番号についても同様に実現すべき。

対応の方向性


- 不動産登記事務がマイナンバー利用事務とされることにあわせて、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーが追加されるよう必要な措置を行う。
- 税務標準システムにおいてマイナンバーを取り込むことができるよう、地方団体など関係者と連携して標準仕様書の見直しを行う。

固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けの推進


- 固定資産税の適正な課税を行う前提として、納税義務者の死亡の事実等を適時に把握することが重要である一方で、住所地が課税団体と異なる納税義務者の場合、通常、その把握は困難。
- こうした場合にも、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することで最新の本人確認情報を把握できるが、その際、マイナンバーによる照会が最も簡便であり、固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けの推進が重要。

■ 固定資産税事務における主なマイナンバー活用例

- 本人確認情報(主に住所)の確認

- 51
- ・ 住民以外の納税義務者の最新住所の把握が可能。
- 
- ・ 納税通知書の返戻数の減少等につながる。

- 死亡の事実の確認

- ・ 住民以外の納税義務者の死亡の事実の把握が可能。
- 
- ・ いわゆる「死亡者課税」を防ぐことができる。

■ マイナンバー紐付け割合(個人分)

区分	住民	住民以外
土地	87%	25%
家屋	88%	47%

※令和7年4月時点

■ 参考通知

「固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けの推進について」
(令和4年9月27日付け総税固第57号総務省自治税務局固定資産税課長通知)

「固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けのための手順例について」
(令和6年4月1日付け総税固第27号総務省自治税務局固定資産税課長通知)

「固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付け状況に関する調査結果及び取組事例について」
(令和7年3月19日付け総税固第15号総務省自治税務局固定資産税課長通知)

参照条文

○ 地方税法(昭和25年法律第226号)(抄)

(登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載)

第三百八十二条 登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、十日以内に、その旨その他総務省令で定める事項を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

- 一 所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記又はこれらの登記の抹消、これらの権利の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記若しくは百年より長い存続期間を百年より短い存続期間に変更する地上権の変更の登記をした場合(登記簿の表題部に記録した所有者のために所有権の保存の登記をした場合又は当該登記を抹消した場合を除く。)
- 二 不動産登記法第七十六条の三第三項の規定による付記をした場合
- 三 不動産登記法第七十六条の四の規定による符号の表示をした場合
- 四 登記簿の表題部に記録した所有者又は所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人その他総務省令で定める者から不動産登記法第百十九条第六項の申出を受けた場合
- 五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める場合

3 略

マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等 (管理番号 3 1 3 ・ 3 3 0) について

令和8年7月2日
法務省民事局

提案の内容

- 不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、地方税法に基づく登記所から市町村長への通知について、**マイナンバーを通知事項とすること**。
- 地方税法に基づく登記所から市町村長への通知について、会社法人等番号（12桁）に加えて**法人番号（13桁）を通知事項とすること**、又は、国の責任において、会社法人等番号（12桁）から法人番号（13桁）への全国共通の変換仕様やツールを整備・提供すること。

1次回答の内容

54
不動産登記事務においては、現状では、**マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しい**ことから、利用していない。本提案は、地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項にマイナンバーを追加するために不動産登記事務をマイナンバー利用事務にすることを求めるものであるから、**まずは、当該通知事項にマイナンバーを追加することが地方税の課税の観点から必要であるかについて、地方税制度の観点から検討されるべき**と考えている。

また、本年4月1日から、地方税法第382条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項に会社法人等番号が追加された。**通知事項に法人番号を加えること及び会社法人等番号から法人番号への変換ツールを設けることの要否についても、その必要性の有無を含め、地方税制度の観点から検討されるべき**ものと考えている。

法務省としては、**地方税の課税の観点から提案事項を実現する必要があるとの整理がされた上で、通知の具体的な方法やシステム構築の具体的構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をする**ことになるものと考えている。

不動産登記制度とは

国民の権利の保全を図り、もって不動産に関する取引の安全と円滑に資するため、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示する制度

○民法（明治29年法律第89号）

（不動産に関する物権の変動の対抗要件）

第177条 不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法（平成16年法律第123号）その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

○不動産登記法（平成16年法律第123号）

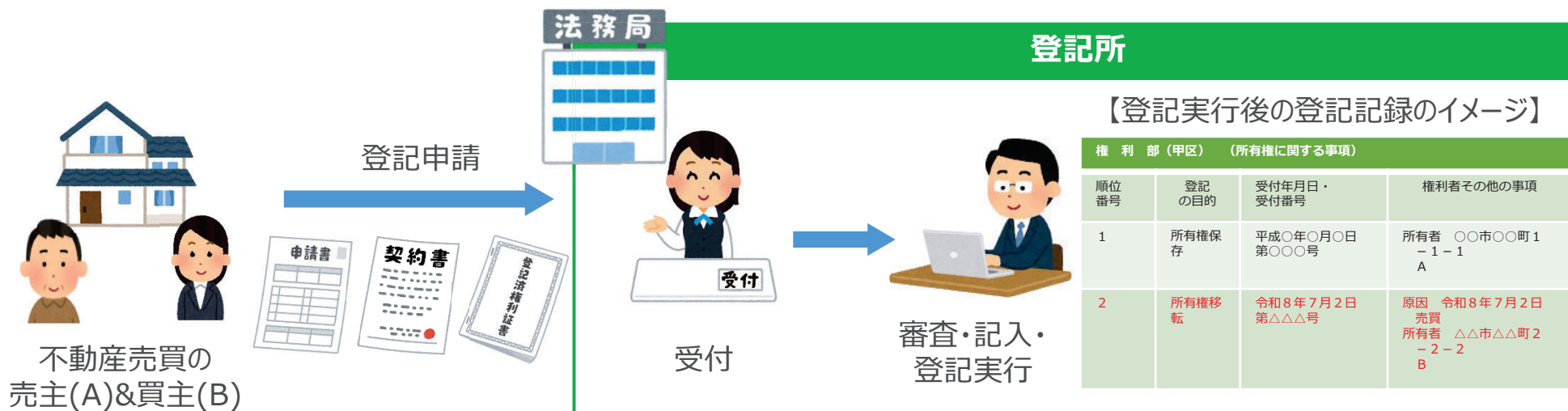
（目的）

第1条 この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。



55

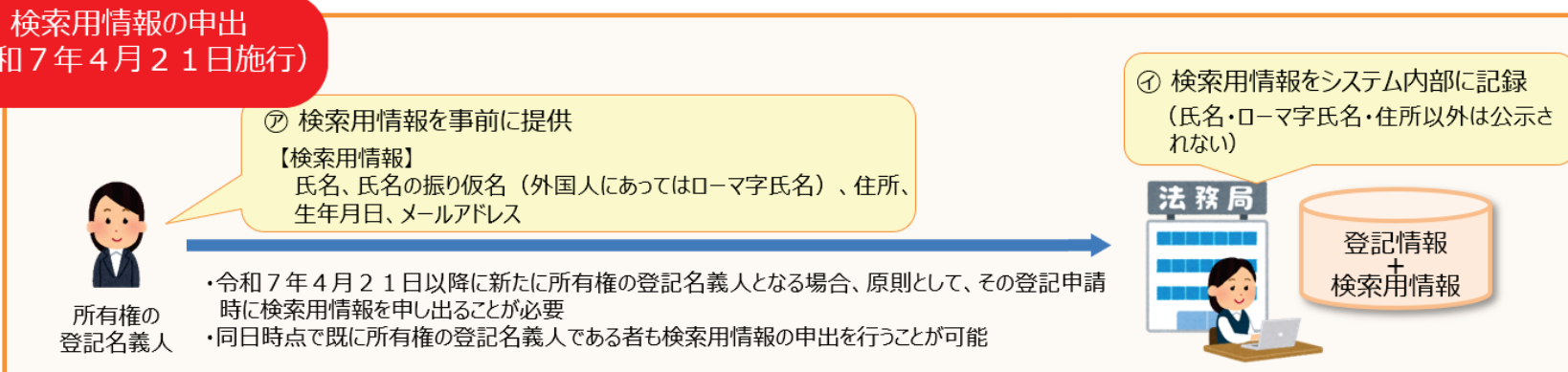
不動産登記【所有権の移転の登記】事務の流れ



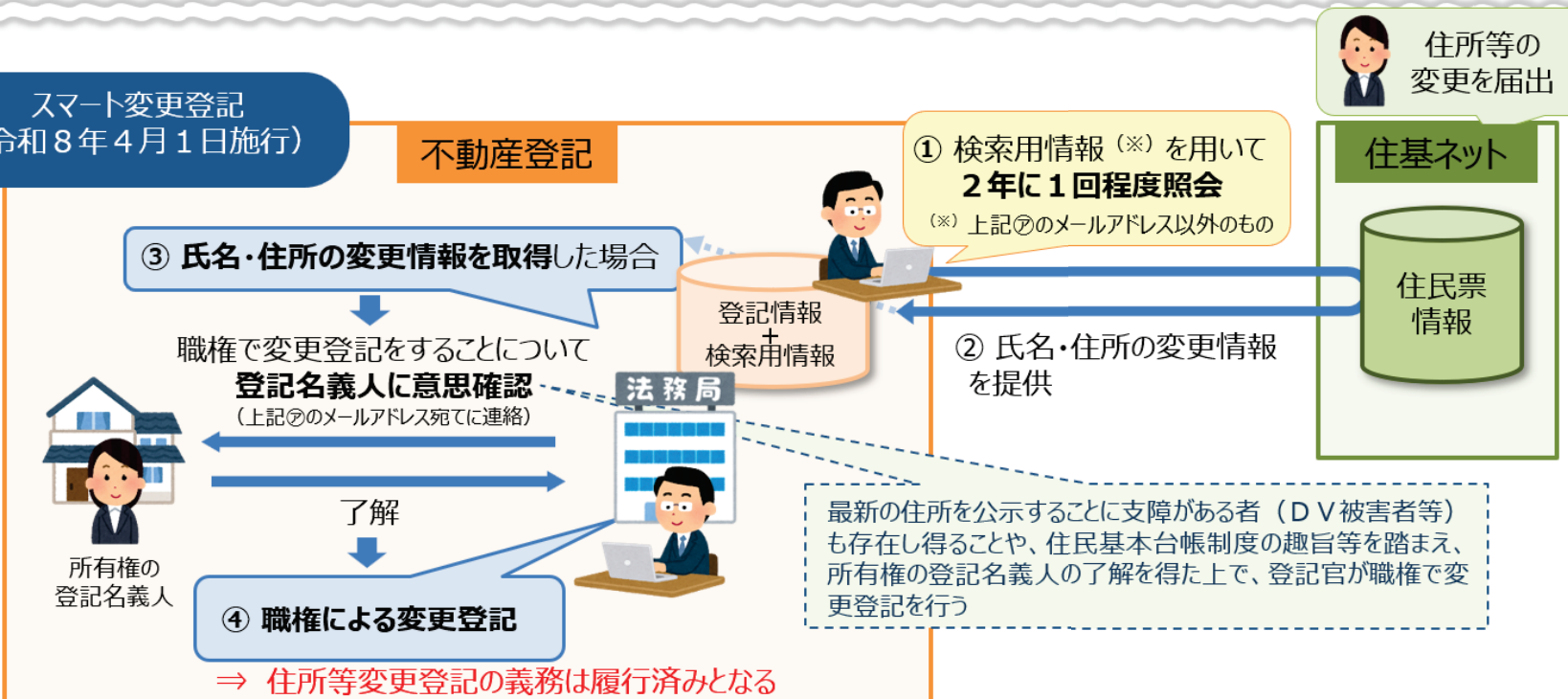
⇒ 当事者からの登記申請を受けて、申請人から登記所に提供された申請情報・添付情報と登記記録から申請の適否を判断し、登記を実行するため、基本的に、登記申請から登記実行までの事務が登記所の中で完結

スマート変更登記の手続イメージ（自然人の場合）

検索用情報の申出
(令和7年4月21日施行)



スマート変更登記
(令和8年4月1日施行)



⇒ 住所等変更登記の義務化に伴う負担軽減策として、令和8年4月から、住基ネットから登記名義人（自然人）の氏名・住所の変更情報を取得した上で、登記名義人に意思確認し、登記官の職権により氏名・住所の変更登記を行う制度が運用開始済み

地方税法に基づく登記所から市町村長への通知の概要

制度概要

- 登記所は、所有権の移転登記、登記名義人の氏名等・住所についての変更の登記等をしたときは、10日以内に、その登記の旨及び所要の事項を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知
- 市町村長は、登記所からの通知を受けた場合には、遅滞なく、当該土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳に記載



申請人

①所有権の移転の
登記等の申請



登記所

②登記完了後、
市区町村に通知
(登記後10日以内)



市区町村

③土地又は家屋についての異動を
土地課税台帳等に反映

通知様式（所有権の移転の登記、登記名義人の氏名・住所等の変更の登記等の場合）

所有権の移転の登記、登記名義人の氏名・住所等の変更の登記等をした場合の地方税法に基づく通知は、不動産登記事務取扱手続準則別記第84号様式又はこれに準ずる様式による通知書により行う（登記のシステム上オンライン通知も可）

別記第84号（第118条第17号イ関係）

（土 地）

登記権利者の氏名住所			
登記義務者の氏名住所			
受付年月日	・	・	登記原因及びその日付 (・ ・) 売・相・贈・遺
土地の所在及び地番		地 目	地 積 ㎡
			⋮

（建 物）

登記権利者の氏名住所			
登記義務者の氏名住所			
受付年月日	・	・	登記原因及びその日付 (・ ・) 売・相・贈・遺
建物の所在		家屋番号	種類及び構造 床 面 積 ㎡
			居・店・事・倉 木・鉄(筋・骨) 瓦・亜・ス 平・2・3 ① ② ③
			① ② ③

(注) 本号の通知書のみを送付する場合には、別記第83号の表紙を付する。

まとめ（今後の検討事項）

- ① 不動産登記は、申請人から提供された申請情報・添付情報と登記記録から申請の適否を判断し、登記を実行するため、登記申請から登記実行までの事務が登記所の中で完結していることに加えて、令和8年4月に開始した、登記官が登記名義人の住所等の異動を確認したときに職権で変更登記を行う制度において、住基ネットとの連携による住所等の異動情報の取得が行われていることから、マイナンバーを利用した他の行政機関等との情報連携を必要としない
⇒ **地方税の課税の観点から不動産登記事務においてマイナンバーを利用する必要性**について要検討
- ② 地方税法に基づく登記所から市町村長へのオンライン通知のシステムを用いず、いまだ書面でのみ通知を受けている市町村も多いが、マイナンバーを利用した新たな通知の仕組みを設けるに当たっては、費用対効果や課税事務等の効率化等の観点から、市町村長への通知の方法やシステム構築の在り方を含め、地方税制において検討される必要がある
⇒ **マイナンバーの利用方法やシステム構築等の具体的な構想**について、地方税制において要検討
- ③ 地方税の課税事務等の効率化のために不動産登記事務においてマイナンバーを利用する場合には、登記のシステムを改修する必要があるが、上記②において費用対効果が整理されることに加え、システムの改修・維持費用の確保について、受益者負担の観点を含めて検討する必要がある
⇒ **登記のシステムの改修・維持費用の負担の在り方**について要検討

⇒ **不動産登記事務においては、他の行政機関等と情報連携を行うためにマイナンバーを利用する必要性に乏しいと考えられるが、地方税の課税の観点から提案事項を実現する必要性があるとの整理がされ、費用対効果も踏まえた上で、市町村長への通知の方法やシステム構築の構想が具現化した場合には、不動産登記事務においてマイナンバーを利用することについて、システムの改修・維持費用の受益者負担の観点を含め、必要な検討をすることになるもの**と考える